



10月1日より、金沢市では、金澤町家の保全および活用の推進に関する条例（金澤町家条例）に基づき、金澤町家の大規模改修・解体時の事前届出制度を開始した。金澤町家とは、1950年以前に建てられた木造建築物（寺院、神社、教会などを除く）の総称で、旧城下町エリアなど5カ所の保全活用推進区域内において約6千軒が確認されている。

歴史ある建物はどこにある

ているもので、修理補助と流通支援の2つを柱としている。

前者は、修理によって本来の姿に戻す工事に対し、最大400万円を補助する制度で、あわせて水回りなどの整備もおこない、快適な再生町家として蘇らせて住み続けようという狙いがある。

後者は、金澤町家の売買・賃貸情報をホームページ上で公開する「金澤町家情報バンク」や、町家所有者と町家利用希望者をつなぐ「流通コンサルディング事業」を通して、町家を活用してくれる方に貸したり売ったりすることを促す狙いがある。

それらは、どこにあるのだろうか。

名古屋市では2010年度におこなった歴史的資産を活用したまちづくりに関する調査で、134カ所の歴史的界隈を整理しているのですが、どのあたりに歴史的建造物が多く残されているか、ある程度は把握しているはずである。

ただ、1軒1軒までは把握しきれていないであろう。名古屋市では、都市景観条例に基づき、文化財未満の歴史的建造物を地域の資産として登録（登録地域建造物資産）または認定（認定地域建造物資産）する制度を2011年より進めており、後者については改修に最大100万円を補助する制度も備えている。

しかし、登録、認定あわせても300軒にも満たない。名古屋市は戦災を受けているとはいえ、実際にはこの何倍あるいは何十倍もの歴史的建造物があるように思える。

歴史的建造物を保全し、活用することは、今や当たり前のことになりつつある。しかし一方で、人知れず取り壊される歴史的建造物がかんまりあることも事実である。まずは、悉皆（しつぱい）調査をおこなって、どこに歴史的建造物があるのか把握することが必要ではないだろうか。

歴史的建造物の 悉皆調査を

届け出てもらい、金沢市より保全活用の支援策を提案し、解体を思いとどまってもらおうというものである。支援策は既に実施される。



檀山女学園大学
文化情報学部准教授
今村 洋一

いまむら・ゆうち 都市計画
・まちづくり、東京大学大学院工学系研究科博士課程修了。博士（工学）。1974年生まれ。

金沢市がこのような制度をスタートさせたのは、金沢の歴史や文化を伝える歴史的建造物が、建替えや駐車場への転用のため、年間100軒以上のペースで取り壊されているという背景がある。

それにしても、金沢市では6千軒もの金澤町家がある点にあるか把握している点に感心する。

例えば名古屋には、どれくらい歴史的建造物が残されているのだろうか。